

無所属の林政行です。

発言の機会を与えていただきありがとうございます。私より、「同性婚の法制化に関する議論促進を求める意見書（案）」について、その趣旨をご説明いたします。

本年度、「奈良市パートナーシップ宣誓制度」が始まりました。

「パートナーシップ制度」が始まれば、あたかも当事者が抱く問題を解決できるアイテムのように理解されている現実がありますが、この制度は国の法律ではないので、法的には何の補償もない制度であります。

性同一性障害の人が性別変更する場合、結婚していないことを要件とした性同一性障害特例法の規定が合憲か違憲かが争われた審判で、最高裁第2小法廷は「合憲」との初判断を示し、申立人の特別抗告を棄却しました。これは、あくまで「現在の婚姻の秩序」との整合性であり、決して同性婚実現についての憲法判断に触れたものではありません。

政府は同性婚について、「憲法24条において想定していない」とし、「我が国の家族の在り方に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」、「現時点では検討していないため、憲法に適合するか否かの検討も行っていない」という見解を表明しています。

我が国では、既に多くの同性のカップルが人生を共にし、結婚に相当する生活を営んでおられますが、共に築いた財産も、相続するのは相手の親族であります。

共に子供を育てておられるカップルも少なからず存在し、同性カップルが養育里親になっておられます。しかし法的にその子の親になれるのはどちらか片方だけあります。

結婚後、伴侶の同意の下、性別適合手術を受けた人も存在していますが、戸籍上の性別変更が許されず、本来の自分と異なる性別の扱いに苦しみ続けておられます。

性的少数者に対する理解がなかった憲法制定時に、同性婚を想定していなかったのは当然ですが、現在では、性的少数者への理解や配慮を政府が積極的に呼びかけています。

安倍首相も「性的少数者への差別や偏見はあってはならず、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、そして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現する」と答弁しています。

同性カップルに関して裁判所が「不貞行為」を認定したり、政府が国際同性パートナーの海外退去命令を撤回するなど、事実婚と同様に扱う事例も現れており、政府の「想定していない」「検討は行っていない」のままで立ち止まっていることは、国民の現実に合致しておらず、同性婚の法制化に関する議論を促進し、早期に結論を示すことを強く求めるものであります。

委員の皆様の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

(林政行議員提出)

同性婚の法制化に関する議論促進を求める意見書(案)

性同一性障害の人が性別変更する場合、結婚していないことを要件とした性同一性障害特例法の規定が合憲か違憲かが争われた審判で、最高裁第2小法廷(岡村和美裁判長)は令和2年3月11日付の決定で「合憲」との初判断を示し、申立人の特別抗告を棄却しました。

これは結婚したあとに性別適合手術を受けた女性が、戸籍の性別の変更を求めて申し立てたものであります。

平成16年に施行された性同一性障害特例法は、結婚していないことや性別適合手術を受けていることを性別変更の要件としている法律の規定は、異性の間だけで結婚が認められている現在の婚姻秩序を混乱させないように配慮したもので、合理性を欠くとはいえず、憲法には違反しないとの趣旨を報道では書いていますが、判決文では、「(変更を認めない)性同一性障害特例法の規定は、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序を混乱を生じさせかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえないから、【国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず】、憲法13条、14条1項、24条には違反するとは言えない」というのが、最高裁判所の決定であります。

これは性別変更を認めないのは同性婚になるが、「国会の裁量権」で認めてないということであり、あくまで「現在の婚姻の秩序」との整合性であり、決して同性婚実現についての憲法判断に触れたものではありません。「国会の裁量」で同性婚を認める法整備を早くやりなさいということです。

政府は同性婚について、「憲法24条において想定していない」とし、「わが国の家族の在り方に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」「現時点では検討していないため、憲法に適合するか否かの検討も行っていない」という見解を表明しています。

わが国には、すでに多くの同性のカップルが人生を共にし、結婚に相当する生活を営んでいる。しかし共に築いた財産も、相続するのは相手の親族である。共に子どもを育てている同性カップルも少なからず存在し、大阪や愛知では同性カップルが養育里親となりました。しかし法的にその子の親になれるのはどちらか片方だけです。結婚した後に、伴侶の同意のもとで性別適合手術を受けた人も存在しています。しかし同性婚状態を避けるため戸籍上の性別変更が許されず、本来の自分と異なる性別での扱いに苦しみ続けています。

性的少数者に対する理解がなかった憲法制定時に、同性婚を想定していなかったのは当然であります。しかし現在では、性的少数者への理解や配慮を政府が積極的に呼びかけています。安倍首相も「性的少数者への差別や偏見はあってはならず、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、そして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現する」と答弁しています。同性カップルに関して裁判所が「不貞行為」を認定したり、政府が国際同性パートナーの海外退去命令を撤回するなど、事実婚と同様に

扱う事例もあらわれています。「想定していない」「検討は行っていない」のままで立ち止まっていることは国民の現実に合致していません。

よって国におかれては、同性婚の法制化に関する議論を促進され、早期に結論を示すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

奈良市議会

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣